

令和7年度高等学校デジタル人材育成支援事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和7年度高等学校デジタル人材育成支援事業業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

令和7年度高等学校デジタル人材育成支援事業業務

2 委託業務の目的

デジタル社会に対応するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）に関する高度な知識と実践的なスキルを提供し、未来のデジタル社会に対応できる人材を育成することが必要とされている。具体的には、最新のデジタル技術、データ分析、AI、IoTなどの分野での実践的な学びを通じて、ビジネスの課題を解決する能力を身に付けることが必要とされている。このため、本事業において、生徒のニーズに合わせた実践プログラムの構築、学校における探究活動の推進、学校と外部機関との連携等により、未来を担うデジタル人材の育成を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8（2026）年3月31日まで

4 業務内容

以下の内容を基本とするが、甲との協議の上、変更可能とする。

（1）教師向けDX研修の企画運営（教員のICT活用能力の向上）

研修やワークショップを通じて、教員がICTを効果的に活用した授業を展開できるよう支援する。

- ア 情報Ⅱを通じて、情報システムを活用するためのプログラミング能力を育成するための指導の支援を行うこと。
- イ データサイエンスやAIなどを教育現場で活用できるよう支援を行うこと。
- ウ 総合的な探究の時間や課題研究における効果的なデータ活用方法についての支援を行うこと。
- エ 職業系科目でのDX活用方法についての支援を行うこと。
- オ 地元の大学や高等専門学校、栃木県のIT企業と連携し、研修会や体験活動を開催すること。
- カ 講師の選任については、甲と乙で協議の上、乙が講師依頼等を行うこと。
- キ 研修資料については、必要に応じて資料等を作成し、事前に受講者に送付すること。
- ク 開催時期については、甲と乙で協議の上、決定すること。

（2）生徒向けDX研修の企画運営（生徒のICT活用能力の向上）

- ア AI・データサイエンス基礎講座を開催し、DXに関する学習支援を行うこと。
- イ アプリケーション開発や、メタバース等の体験学習を開催し、ICT学習の支援を行うこと。
- ウ デジタル技術を用いたコンテスト等を開催すること。
- エ 自治体や企業と連携し、フィールドワークを設定すること。

- オ 講師の選任については、甲と乙で協議の上、乙が講師依頼等を行うこと。
- カ 研修資料については、必要に応じて資料等を作成し、事前に受講者に送付すること。
- キ 開催時期については、甲と乙で協議の上、決定すること。

(3) 研究協議会の開催（進捗報告会）

- ア 栃木県における DX ハイスクール採択校 8 校による取組事例についての報告会を企画・運営すること。
- イ 事例研究について協議を行い、参加教員間の意見交換と共有の場を提案すること。
- ウ 地元の大学や高等専門学校、栃木県の IT 企業と連携し、教育効果向上に向けた改善策を提案すること。
- エ 講師の選任については、甲と乙で協議の上、乙が講師依頼等を行うこと。
- オ 開催時期については、甲と乙で協議の上、決定すること。

(4) 取組成果発表会の開催（情報発信）

- ア 成果発表フォーラムを開催し、成果事例の共有を図ること。
- イ 栃木県における DX ハイスクール採択校 8 校を中心に、県内高校の教員及び生徒が情報交換できるよう、デジタルコンテンツなどを用いて情報発信すること。
- ウ 地元の大学、栃木県の IT 企業と連携し、連携促進の場を提供すること。
- エ 有識者等の選任については、甲と乙で協議の上、乙が講師依頼等を行うこと。
- オ 開催時期については、甲と乙で協議の上、決定すること。
- カ その他、各種媒体を利用した情報発信について提案・実施すること。

(5) 事業実施方法

参集、オンライン、オンデマンド等を併用

※参集で実施する場合、会場の確保、設営および撤去等、運営全般を行うこと。

(6) 全体管理業務

乙は上記（1）から（4）の各業務を提案・実施するほか、次の業務を行うこととする。

- ア 本事業の実施目的及び国内外の状況を踏まえ、本県におけるデジタル人材の育成の推進に係る提案を行うこと。
- イ 甲の求めに応じて関係者と打合せ等を行い、必要な調整や助言を行うこと。
- ウ 各企画の資料作成を行うこと。

5 実績報告書等の提出

業務に当たり、下記の報告を提出すること。

(1) 進捗状況報告

業務の進捗状況や結果について、月 1 回以上、記録（任意様式）を作成し、甲に報告すること。

(2) 業務実績の取りまとめ、成果品の提出

以下の成果品を電子データで納入することとする。

ア 事業実施報告書（アンケート調査結果を含む）

イ 研修会・プログラムで使用した資料・写真等

(3) 実績報告書

本委託業務終了後、実施業務に係る実績報告書（任意様式）を作成し、甲に提出すること。

甲は、必要がある場合には、乙に対して本委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができるものとする。

6 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 事業の実施に当たっては、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (3) 各会場費用、広報、消耗品費、交通費等、その他事業実施に要する一切の費用は乙の負担とする。
- (4) 本仕様書4の実施に当たり必要があれば、安全確保等について十分な対策をたて、参加者について不測の事態に備え傷害保険等に加入しておくこと。
- (5) 乙は、当該受託業務について、責任者を置き、また業務を円滑かつ安全に行うため、適切な補助員の配置を行うこと。
- (6) 本業務の実施に当たっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (7) 本業務の履行に際し、他者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、県に不利益が生じないように乙の責任においてこれを処理することとする。
- (8) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (9) 委託業務の遂行のために県が提出した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、事業終了後、取得したデータは破棄すること。
- (10) 乙は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、本事業を進める上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用したりしてはならない。また、事業終了後、取得したデータは破棄すること。
- (11) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。ただし、他の団体等と連携して事業を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、甲と協議するものである。